

平成26年11月27日招集

秩父市議会定例会議案

目 次

議案第 90号	秩父市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	1
議案第 91号	指定管理者の指定について（秩父市温水プール）	17
議案第 92号	指定管理者の指定について（秩父市文化体育センター）	18
議案第 93号	指定管理者の指定について（秩父市秩父勤労者福祉センター）	19
議案第 94号	指定管理者の指定について（ちちぶ銘仙館）	20
議案第 95号	指定管理者の指定について（秩父ミュージックパークスポーツの森プール）	21
議案第 96号	指定管理者の指定について（秩父市立浦山歴史民俗資料館）	22
議案第 97号	指定管理者の指定について（秩父市吉田龍勢会館、秩父市吉田元気村、 秩父市吉田山逢の里、秩父市城峯山ふれあいの森及び秩父市立秩父事件資 料館）	23
議案第 98号	指定管理者の指定について（秩父市大滝郷路館、秩父市大滝特産品販売 センター、秩父市大滝温泉遊湯館、秩父市バイシクルモトクロス場及び秩 父市大滝こまどり荘）	24
議案第 99号	指定管理者の指定について（秩父市影森デイサービスセンター）	25
議案第 100号	指定管理者の指定について（秩父市高篠デイサービスセンター）	26
議案第 101号	指定管理者の指定について（秩父市中村デイサービスセンター）	27
議案第 102号	指定管理者の指定について（秩父市大滝デイサービスセンター）	28
議案第 103号	指定管理者の指定について（中町駐車場）	29
議案第 104号	秩父市歯と口の健康づくり条例	30
議案第 105号	秩父市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条 例	33
議案第 106号	秩父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例	40
議案第 107号	秩父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	65

議案第108号	秩父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	88
議案第109号	秩父市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例	95
議案第110号	秩父市保育所条例の一部を改正する条例	97
議案第111号	秩父市行政組織条例の一部を改正する条例	100
議案第112号	専決処分について（平成26年度秩父市一般会計補正予算（第7回））	102
議案第113号	平成26年度秩父市一般会計補正予算（第8回）	115
議案第114号	平成26年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）	124
議案第115号	平成26年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）	128
議案第116号	平成26年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第2回）	131
議案第117号	平成26年度秩父市下水道事業特別会計補正予算（第2回）	134
議案第118号	平成26年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）	136
議案第119号	平成26年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）	138
議案第120号	平成26年度秩父市水道事業会計補正予算（第1回）	140
議案第121号	平成26年度秩父市立病院事業会計補正予算（第2回）	141

議案第90号

秩父市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 秩父市一般職職員の給与に関する条例(平成17年秩父市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第16条の4第3号及び第4号並びに第16条の5第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第16条の6第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改める。

別表第1及び別表第2を別記のように改める。

第2条 秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の6第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改める。

(秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年秩父市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の200」を「100分の215」に改める。

第4条 秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の190」を「100分の197.5」に、「100分の215」を「100分の207.5」に改める。

(秩父市市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 秩父市市長及び副市長の給与等に関する条例(平成17年秩父市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の200」を「100分の215」に改める。

第5条の2第3号及び第4号並びに第5条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第6条 秩父市市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の190」を「100分の197.5」に、「100分の215」を「100分の207.5」に改める。

(秩父市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 秩父市教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成17年秩父市条例第

54号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の200」を「100分の215」に改める。

第5条の2第2号及び第3号並びに第5条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第8条 秩父市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の190」を「100分の197.5」に、「100分の215」を「100分の207.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条、第3条、第5条及び第7条の規定は公布の日から、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の秩父市一般職職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、平成26年4月1日から適用する。

平成26年11月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

埼玉県人事委員会勧告に準じ一般職職員の給与を改定するとともに、市長、副市長、教育長及び議会の議員の期末手当について改定を行いたいため。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	137,600	180,700	217,100	263,100	290,100	322,100	367,100	414,100
	2	138,700	182,500	219,000	265,100	293,100	324,100	370,100	416,600
	3	139,900	184,300	220,900	267,100	295,100	326,100	372,100	419,100
	4	141,000	186,100	222,800	269,100	297,100	329,100	375,100	421,600
	5	142,100	187,700	224,600	271,100	299,100	331,300	377,500	423,500
	6	143,200	189,500	226,500	273,100	302,100	333,400	380,000	425,800
	7	144,300	191,300	228,100	275,100	304,100	335,600	382,500	428,000
	8	145,400	193,100	230,100	278,100	306,100	337,800	385,000	430,200
	9	146,500	194,700	231,100	280,100	308,100	340,000	387,600	432,100
	10	147,900	196,500	233,100	282,100	311,100	342,200	390,300	434,100
	11	149,200	198,300	235,100	284,100	313,100	344,400	393,000	436,100
	12	150,500	200,100	237,100	286,100	315,700	346,600	395,700	439,100
	13	151,800	201,800	239,100	288,100	317,900	348,600	398,200	441,100
	14	153,300	203,600	241,100	290,100	320,100	350,700	400,500	443,100
	15	154,800	205,400	242,100	292,700	322,300	352,800	402,100	445,100
	16	156,400	207,200	244,100	294,800	324,500	354,900	405,100	447,100
	17	157,700	208,800	246,100	296,800	326,600	356,100	407,100	449,100
	18	159,200	210,700	248,100	298,900	328,700	358,100	409,100	451,100
	19	160,700	212,600	250,100	301,000	330,800	360,100	411,100	452,900
	20	162,200	214,500	252,100	303,100	332,800	362,100	412,100	454,700
	21	163,600	216,300	253,100	305,200	334,900	364,100	414,100	456,500
	22	166,300	218,200	255,100	307,300	337,000	366,100	416,100	458,000
	23	168,900	220,100	257,100	309,400	339,100	368,100	418,100	459,500
	24	171,500	222,000	259,100	311,500	341,200	370,100	420,100	461,000
	25	174,200	223,700	261,100	313,400	342,800	372,100	422,100	462,500
	26	175,900	225,600	263,100	315,500	344,100	374,100	424,100	463,900
	27	177,600	227,500	265,100	317,600	346,800	376,100	426,100	465,300
	28	179,300	229,400	267,100	319,700	348,100	378,100	427,700	466,600
	29	180,800	231,000	269,100	321,700	350,100	380,100	429,400	467,800
	30	182,600	232,800	271,100	323,800	352,100	382,100	430,700	468,600
	31	184,400	234,500	273,100	325,900	354,100	383,100	432,000	469,100
	32	186,100	236,300	274,100	328,000	356,100	385,100	433,300	470,200
	33	187,700	237,700	276,100	329,600	358,100	387,100	434,600	471,100
	34	189,200	239,200	278,100	331,600	360,100	388,100	435,900	471,100
	35	190,700	240,700	280,100	333,700	361,100	390,100	437,200	472,100
	36	192,200	242,200	282,100	335,800	363,100	392,000	438,400	473,100
	37	193,500	243,600	284,100	337,700	365,100	393,700	439,700	474,100
	38	194,800	245,100	286,100	339,700	366,100	394,900	440,600	475,100
	39	196,100	246,600	287,100	341,700	367,100	396,100	441,500	475,100
	40	197,100	248,200	289,100	343,700	369,100	397,300	442,400	476,100
	41	198,100	249,500	291,100	345,600	370,100	398,400	443,100	477,100
	42	200,100	251,100	293,100	347,500	371,100	399,600	444,100	478,100
	43	201,100	252,700	295,100	349,400	372,100	400,800	444,100	478,100
	44	202,100	254,300	296,100	351,300	373,100	402,000	445,100	479,100
	45	203,100	255,700	298,100	352,800	374,100	403,000	446,100	480,100
	46	205,100	257,100	300,100	354,300	375,100	403,700	447,100	
	47	206,100	258,500	302,100	355,800	376,100	404,400	448,100	
	48	207,100	259,900	303,100	357,300	377,100	405,100	448,100	
	49	208,100	261,100	305,100	359,000	378,400	405,900	449,100	
	50	209,100	262,500	307,100	359,800	379,200	406,600	450,100	
	51	211,100	263,900	308,100	361,000	380,000	407,300	451,100	
	52	212,100	265,300	310,100	362,000	380,800	408,000	451,100	
	53	213,100	266,600	311,100	363,000	381,700	408,800	452,400	
	54	214,100	267,800	313,100	364,100	382,400	409,500	453,200	
	55	215,100	269,100	315,100	365,100	383,100	410,200	454,000	
	56	216,100	270,400	316,100	366,200	383,800	410,100	454,800	
	57	217,100	271,500	318,100	367,100	384,500	411,100	455,400	
	58	218,100	272,700	319,100	367,800	385,100	412,100	456,200	
	59	219,100	274,000	321,100	368,500	385,800	413,100	457,000	
	60	220,100	275,300	323,100	369,100	386,500	413,100	457,800	
	61	220,100	276,400	324,100	369,800	387,000	414,100	458,400	
	62	221,100	277,500	325,100	370,500	387,700	415,100		
	63	222,100	278,600	327,100	371,100	388,400	415,100		
	64	223,100	279,700	328,100	371,100	389,100	416,100		
	65	224,100	280,900	329,000	372,100	389,600	416,100		
	66	225,100	281,900	329,100	373,100	390,300	417,100		
	67	226,100	282,900	330,700	373,100	391,000	418,100		
	68	227,100	283,900	331,500	374,100	391,700	418,100		

69	228,400	284,700	332,400	375,000	392,200	419,400		
70	229,200	285,600	332,800	375,700	392,900	420,100		
71	230,000	286,500	333,600	376,400	393,600	420,800		
72	230,800	287,400	334,400	377,100	394,300	421,500		
73	231,600	288,400	335,200	377,600	394,800	422,000		
74	232,300	289,200	335,900	378,300	395,500	422,500		
75	233,000	290,000	336,600	379,000	396,200	423,000		
76	233,700	290,800	337,300	379,700	396,900	424,000		
77	234,400	291,600	337,800	380,200	397,400	424,500		
78	235,200	292,100	338,400	380,800	398,000			
79	236,000	292,600	339,000	381,400	398,600			
80	236,800	293,100	339,600	382,000	399,200			
81	237,500	293,200	340,000	382,700	399,800			
82	238,200	293,600	340,500	383,300	400,400			
83	238,900	293,800	341,000	383,900	401,000			
84	239,600	294,200	341,500	384,500	402,000			
85	240,300	294,400	342,000	385,100	402,600			
86	241,000	294,600	342,500	385,700				
87	241,700	295,000	343,000	386,300				
88	242,400	295,300	343,500	386,900				
89	243,100	295,600	344,000	387,500				
90	243,600	295,900	344,500	388,100				
91	244,100	296,200	345,000	388,700				
92	244,600	296,600	345,500	389,300				
93	244,900	296,900	345,900	390,100				
94		297,300	346,400					
95		297,700	346,900					
96		298,100	347,400					
97		298,200	347,700					
98		298,600	348,200					
99		299,000	348,700					
100		299,400	349,200					
101		299,600	349,500					
102		300,000	350,000					
103		300,400	350,500					
104		300,800	351,000					
105		301,000	351,300					
106		301,400	351,700					
107		301,800	352,100					
108		302,200	352,500					
109		302,600	353,000					
110		302,800	353,400					
111		303,200	353,800					
112		303,600	354,200					
113		303,800	354,700					
114		304,200	355,100					
115		304,600	355,500					
116		305,000	355,900					
117		305,400	356,400					
118		305,800						
119		306,200						
120		306,600						
121		306,800						
122		307,200						
123		307,600						
124		308,000						
125		308,400						
126		308,800						
127		309,200						
128		309,600						
129		309,800						
再任用職員	186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	276,600	441,000	564,000
	2	279,500	443,300	567,100
	3	282,400	445,600	570,200
	4	285,300	447,900	573,300
	5	288,200	450,200	576,200
	6	291,100	452,500	578,600
	7	294,000	454,800	581,000
	8	296,900	457,100	583,400
	9	299,800	459,400	585,600
	10	302,700	461,700	587,100
	11	305,600	464,000	588,600
	12	308,500	466,300	590,100
	13	311,400	468,600	591,600
	14	314,300	470,900	592,700
	15	317,200	473,200	593,800
	16	320,100	475,500	594,700
	17	323,000	477,800	595,900
	18	325,900	480,000	596,900
	19	328,800	482,200	597,900
	20	331,700	484,400	598,900
	21	334,600	486,500	599,900
	22	337,500	488,600	600,900
	23	340,400	490,700	601,900
	24	343,300	492,800	602,900
	25	346,200	494,900	603,900
	26	349,100	497,000	604,900
	27	352,000	499,100	605,900
	28	354,900	501,200	606,900
	29	357,800	503,300	607,900
	30	360,700	505,300	608,900
	31	363,600	507,300	609,900
	32	366,500	509,300	610,900
	33	369,400	511,100	611,900
	34	372,300	512,900	612,900
	35	375,200	514,800	613,900
	36	378,100	516,700	614,900
	37	381,000	518,400	615,900
	38	383,900	520,200	616,900
	39	386,800	522,000	617,900
	40	389,700	523,800	618,900

41	392,600	525,700	619,900
42	395,500	527,500	620,900
43	398,400	529,300	621,900
44	401,300	531,100	622,900
45	404,000	532,700	623,900
46	406,800	534,500	624,900
47	409,600	536,200	625,900
48	412,400	538,000	626,900
49	415,000	539,600	627,900
50	417,700	541,200	628,900
51	420,400	542,600	629,900
52	423,100	544,200	630,900
53	425,600	545,700	631,900
54	428,100	547,100	632,900
55	430,500	548,500	633,900
56	433,000	549,800	634,900
57	435,200	551,000	635,900
58	437,600	552,000	636,900
59	440,000	553,000	637,900
60	442,400	554,000	638,900
61	444,500	555,000	639,900
62	446,900	555,900	640,900
63	449,300	556,800	641,900
64	451,600	557,700	642,900
65	453,800	558,500	643,900
66	456,100	559,400	644,900
67	458,400	560,300	645,900
68	460,700	561,200	646,900
69	462,900	562,100	647,900
70	465,200	563,000	648,900
71	467,500	563,900	649,900
72	469,800	564,600	650,900
73	471,800	565,500	651,900
74	473,900	566,400	652,900
75	476,000	567,300	653,900
76	478,100	568,200	654,900
77	480,200	569,100	655,900
78	482,000	570,000	656,900
79	483,800	570,900	657,900
80	485,600	571,800	658,900
81	487,300	572,700	659,900
82	489,100	573,600	660,900
83	490,900	574,500	661,900
84	492,700	575,400	662,900
85	494,300	576,300	663,900
86	496,000	577,200	664,900
87	497,800	578,100	665,900
88	499,600	579,000	666,900

	89	501,200	579,900	667,900
	90	502,500	580,800	668,900
	91	503,800	581,700	669,900
	92	505,100	582,600	670,900
	93	506,400	583,500	671,900
	94	507,700	584,400	672,900
	95	509,000	585,300	673,900
	96	510,300	586,200	674,900
	97	511,300	587,100	675,900
	98	512,100	588,000	676,900
	99	512,900	588,900	677,900
	100	513,700	589,800	678,900
	101	514,600	590,700	679,900
	102	515,400	591,600	680,900
	103	516,300	592,500	681,900
	104	517,100	593,400	682,900
	105	518,000	594,300	683,900
	106	518,900	595,200	684,900
	107	519,600	596,100	685,900
	108	520,500	597,000	686,900
	109	521,400	597,900	687,900
	110	522,200	598,800	688,900
	111	523,100	599,700	689,900
	112	524,000	600,600	690,900
	113	524,800	601,500	691,900
	114	525,700	602,400	692,900
	115	526,600	603,300	693,900
	116	527,300	604,200	694,900
	117	528,100	605,100	695,900
	118	529,000	606,000	696,900
	119	529,900	606,900	697,900
	120	530,800	607,800	698,900
	121	531,600	608,700	699,900
	122	532,500	609,600	700,900
	123	533,400	610,500	701,900
	124	534,300	611,400	702,900
	125	535,100	612,300	703,900
	126	536,000	613,200	704,900
	127	536,900	614,100	705,900
	128	537,800	615,000	706,900
	129	538,600	615,900	707,900
	130		616,800	
	131		617,700	
	132		618,600	
	133		619,500	
	134		620,400	
	135		621,300	

再任
用職
員以
外の
職員

136	622, 200
137	623, 100
138	624, 000
139	624, 900
140	625, 800
141	626, 700
142	627, 600
143	628, 500
144	629, 400
145	630, 300
146	631, 200
147	632, 100
148	633, 000
149	633, 900
150	634, 800
151	635, 700
152	636, 600
153	637, 500
154	638, 400
155	639, 300
156	640, 200
157	641, 100
158	642, 000
159	642, 900
160	643, 800
161	644, 700
162	645, 600
163	646, 500
164	647, 400
165	648, 300
166	649, 200
167	650, 100
168	651, 000
169	651, 900
170	652, 800
171	653, 700
172	654, 600
173	655, 500
174	656, 400
175	657, 300
176	658, 200
177	659, 100
178	660, 000
179	660, 900
180	661, 800
181	662, 700
182	663, 600

183			664,500	
184			665,400	
185			666,300	
186			667,200	
187			668,100	
188			669,000	
189			669,900	
190			670,800	
191			671,700	
192			672,600	
193			673,500	
194			674,400	
195			675,300	
196			676,200	
197			677,100	
198			678,000	
199			678,900	
200			679,800	
201			680,700	
202			681,600	
203			682,500	
204			683,400	
205			684,300	
206			685,200	
207			686,100	
208			687,000	
209			687,900	
210			688,800	
211			689,700	
212			690,600	
213			691,500	
214			692,400	
215			693,300	
216			694,200	
217			695,100	
再任用職員		390,600	463,700	563,600

備考 この表は、病院等に勤務する医師に適用する。

イ 医療職給料表（2）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	154,700	189,900	243,700	281,300	330,200
	2	156,300	191,500	245,300	283,500	332,300
	3	157,900	193,100	246,900	285,700	334,500
	4	159,500	194,700	248,500	287,900	336,700
	5	161,100	196,300	249,900	290,100	338,800
	6	162,700	197,900	251,500	292,300	341,000
	7	164,300	199,500	253,000	294,500	343,200
	8	165,900	201,100	254,600	296,700	345,400
	9	167,500	202,700	256,000	298,800	347,400
	10	169,100	204,300	257,500	301,000	349,600
	11	170,700	205,900	259,000	303,200	351,800
	12	172,300	207,500	260,500	305,400	354,000
	13	173,900	209,100	261,900	307,600	355,700
	14	175,500	210,700	263,800	309,700	357,700
	15	177,100	212,300	265,700	311,800	359,700
	16	178,700	213,900	267,500	313,900	361,700
	17	180,300	215,500	269,200	316,100	363,700
	18	181,900	217,100	271,100	318,300	365,800
	19	183,500	218,700	273,000	320,300	367,800
	20	185,100	220,300	274,900	322,400	369,900
	21	186,600	221,900	276,700	324,400	371,700
	22	188,200	223,600	278,600	326,400	373,800
	23	189,800	225,300	280,500	328,400	375,900
	24	191,300	227,000	282,400	330,400	378,000
	25	192,900	228,600	284,300	332,400	379,500
	26	194,600	230,400	286,200	334,400	381,300
	27	196,200	232,100	288,100	336,400	383,100
	28	197,900	233,800	290,000	338,400	384,900
	29	199,500	235,600	292,000	340,100	386,700
	30	201,100	237,200	293,900	341,900	388,200
	31	202,700	238,800	295,800	343,700	389,900
	32	204,300	240,400	297,700	345,500	391,600
	33	205,800	241,800	299,500	347,300	393,200
	34	207,500	243,400	301,300	349,200	394,500
	35	209,200	244,900	303,100	351,100	395,800
	36	210,900	246,500	304,900	353,000	397,100
	37	212,400	248,000	306,500	354,800	398,200
	38	214,000	249,500	308,200	356,500	399,400
	39	215,600	251,000	309,900	358,200	400,500
	40	217,200	252,500	311,600	359,900	401,700
	41	218,700	253,900	313,400	361,100	402,800
	42	220,300	255,600	315,100	362,300	403,600
	43	221,900	257,300	316,800	363,500	404,400
	44	223,500	259,000	318,500	364,700	405,200
	45	225,100	260,700	319,700	365,900	405,800
	46	226,800	262,500	321,200	366,700	406,500
	47	228,500	264,300	322,700	367,900	407,200
	48	230,200	266,100	324,300	369,000	407,900

	49	231,800	267,600	325,800	370,200	408,700
	50	233,400	269,400	327,100	371,200	409,400
	51	234,900	271,200	328,400	372,200	410,100
	52	236,500	273,000	329,700	373,200	410,800
	53	238,000	274,600	330,800	374,000	411,500
	54	239,600	276,300	331,800	374,900	412,200
	55	241,200	278,000	332,900	375,800	412,900
	56	242,800	279,700	334,000	376,700	413,600
	57	244,200	281,400	334,500	377,500	414,200
	58	245,700	283,100	335,400	378,300	414,900
	59	247,200	284,800	336,200	379,100	415,600
	60	248,700	286,500	337,100	379,900	416,300
	61	250,100	288,200	337,900	380,500	416,800
	62	251,700	289,900	338,200	381,200	417,400
再任 用職 員以 外の 職員	63	253,300	291,600	338,900	381,900	418,100
	64	254,900	293,300	339,600	382,600	418,800
	65	256,500	294,700	340,200	383,200	419,300
	66	257,900	296,300	340,900	383,900	
	67	259,300	297,900	341,600	384,600	
	68	260,700	299,500	342,300	385,300	
	69	261,900	300,900	343,000	385,800	
	70	263,300	302,400	343,600	386,400	
	71	264,700	303,900	344,200	387,000	
	72	266,100	305,400	344,800	387,600	
	73	267,200	306,700	345,300	388,300	
	74	268,500	308,000	345,900	388,900	
	75	269,800	309,300	346,500	389,500	
	76	271,100	310,700	347,100	390,100	
	77	272,200	312,000	347,600	390,800	
	78	273,400	313,300	348,100	391,400	
	79	274,700	314,600	348,600	392,000	
	80	276,000	315,900	349,100	392,600	
	81	277,100	317,300	349,500	393,300	
	82	278,200	318,100	349,900	393,900	
	83	279,300	318,900	350,300	394,500	
	84	280,400	319,700	350,700	395,100	
	85	281,500	320,300	351,200	395,800	
	86	282,600	321,000	351,600		
	87	283,700	321,700	352,000		
	88	284,800	322,300	352,400		
	89	285,700	323,100	352,900		
	90	286,400	323,300	353,300		
	91	287,100	323,900	353,700		
	92	287,900	324,500	354,100		
	93	288,700	325,100	354,600		
	94	289,300	325,600	355,000		
	95	289,900	326,100	355,400		
	96	290,500	326,600	355,800		
	97	291,200	327,200	356,300		
	98	291,700	327,700	356,700		
	99	292,200	328,200	357,100		
	100	292,600	328,700	357,500		

101	292,800	329,300	358,000		
102	293,000	329,700	358,400		
103	293,200	330,000	358,800		
104	293,400	330,400	359,200		
105	293,800	330,900	359,700		
106	294,000	331,300			
107	294,200	331,700			
108	294,400	332,100			
109	294,800	332,600			
110	295,000	332,900			
111	295,200	333,300			
112	295,500	333,700			
113	295,900	333,900			
114	296,200	334,300			
115	296,500	334,700			
116	296,800	335,100			
117	297,100	335,300			
118	297,400	335,700			
119	297,700	336,100			
120	298,000	336,500			
121	298,300	336,700			
122		337,100			
123		337,500			
124		337,900			
125		338,100			
126		338,500			
127		338,900			
128		339,300			
129		339,500			
再任用職員	214,100	246,500	260,100	286,400	328,300

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士、診療X線技師、臨床検査技師、療法士等に適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	157,700	188,200	251,800	279,200	333,500
	2	159,800	190,000	253,000	281,200	335,700
	3	161,900	191,800	254,200	283,200	337,900
	4	164,000	193,600	255,400	285,200	340,100
	5	166,100	195,400	256,600	287,200	342,300
	6	168,200	197,200	257,800	289,200	344,500
	7	170,300	199,000	259,100	291,200	346,700
	8	172,400	200,800	260,400	293,200	348,900
	9	174,500	202,600	261,500	295,000	350,600
	10	176,600	204,400	262,900	296,900	352,600
	11	178,700	206,200	264,100	298,800	354,600
	12	180,800	208,000	265,500	300,700	356,600
	13	182,900	209,800	266,900	302,700	358,800
	14	185,000	211,600	268,100	304,600	360,900
	15	187,100	213,400	269,700	306,500	363,000
	16	189,200	215,200	271,300	308,400	365,100
	17	191,300	217,000	272,800	310,100	367,100
	18	193,600	218,800	274,400	311,900	369,200
	19	195,900	220,600	276,000	313,700	371,300
	20	198,200	222,400	277,600	315,500	373,400
	21	200,600	224,200	279,200	317,400	375,200
	22	202,000	226,000	280,700	319,100	377,300
	23	203,400	227,800	282,200	320,800	379,400
	24	204,800	229,600	283,700	322,500	381,500
	25	206,200	231,400	285,300	324,100	383,500
	26	207,700	233,200	286,900	325,700	385,200
	27	209,200	235,000	288,500	327,300	387,100
	28	210,500	236,800	290,000	328,900	389,000
	29	211,900	238,400	291,400	330,600	391,000
	30	213,400	239,900	293,200	332,100	392,900
	31	214,900	241,400	295,000	333,600	394,800
	32	216,400	242,800	296,800	335,200	396,700
	33	217,800	244,100	298,400	336,600	398,400
	34	219,500	245,500	300,100	338,100	400,100
	35	221,200	246,800	301,800	339,600	401,900
	36	222,900	248,200	303,500	341,100	403,700
	37	224,300	249,500	305,000	342,800	405,600
	38	226,000	250,800	306,600	344,400	407,400
	39	227,700	252,100	308,200	346,000	409,200
	40	229,400	253,400	309,800	347,600	411,000
	41	231,200	254,400	311,300	349,300	412,700
	42	232,700	255,800	312,900	350,900	414,400
	43	234,200	257,100	314,500	352,500	416,100

	44	235,600	258,400	316,100	354,100	417,700
	45	237,000	259,500	317,700	355,300	419,200
	46	238,400	260,900	319,200	356,800	420,800
	47	239,800	262,300	320,600	358,300	422,400
	48	241,200	263,700	322,100	359,800	424,000
	49	242,500	265,100	323,300	361,400	425,700
	50	243,800	266,700	324,700	362,500	427,300
	51	245,100	268,200	326,100	364,000	428,900
	52	246,400	269,800	327,600	365,300	430,500
	53	247,400	271,400	328,900	366,800	432,000
	54	248,700	273,000	330,300	368,200	433,500
	55	249,900	274,600	331,600	369,600	435,000
	56	251,200	276,200	333,000	371,000	436,500
	57	252,300	277,800	334,400	372,500	437,800
	58	253,700	279,300	335,800	373,700	438,700
	59	255,100	280,800	337,200	374,900	439,600
	60	256,500	282,200	338,600	376,100	440,500
	61	257,700	283,800	339,500	377,400	441,400
	62	259,200	285,200	340,800	378,400	442,300
	63	260,600	286,700	342,000	379,400	443,200
	64	262,000	288,200	343,300	380,400	444,100
	65	263,500	289,800	344,500	381,200	445,000
	66	265,100	291,400	345,400	382,000	445,800
	67	266,700	293,000	346,700	382,800	446,600
	68	268,200	294,600	348,000	383,600	447,400
	69	269,800	296,000	349,100	384,500	448,200
	70	271,400	297,500	350,300	385,300	
	71	273,000	299,000	351,500	386,100	
	72	274,600	300,500	352,700	386,900	
	73	276,100	301,800	353,700	387,700	
	74	277,600	303,200	354,800	388,400	
	75	279,100	304,600	355,900	389,100	
	76	280,600	306,000	357,000	389,800	
	77	282,200	307,500	358,000	390,600	
	78	283,700	308,900	359,100	391,200	
	79	285,200	310,300	360,200	391,800	
	80	286,700	311,700	361,300	392,400	
再任 用職 員以 外の 職員	81	288,000	312,800	362,200	393,000	
	82	289,500	314,100	363,000	393,600	
	83	291,000	315,400	363,800	394,200	
	84	292,500	316,800	364,600	394,800	
	85	293,700	318,000	365,300	395,300	
	86	295,100	319,300	365,900	395,900	
	87	296,500	320,600	366,500	396,500	
	88	297,900	321,900	367,100	397,100	
	89	299,400	323,200	367,800	397,600	
	90	300,700	324,500	368,400	398,200	

91	302,000	325,800	369,000	398,800
92	303,300	327,100	369,600	399,400
93	304,100	327,900	370,100	399,800
94	305,300	329,000	370,700	400,400
95	306,500	330,100	371,300	401,000
96	307,800	331,000	371,900	401,600
97	308,900	332,300	372,400	402,100
98	310,100	333,000	372,900	
99	311,300	334,200	373,400	
100	312,500	335,400	373,900	
101	313,800	336,500	374,500	
102	315,000	337,700	375,000	
103	316,200	338,900	375,500	
104	317,400	340,100	376,000	
105	318,300	341,200	376,600	
106	319,000	342,300	377,100	
107	319,700	343,400	377,600	
108	320,300	344,500	378,100	
109	321,000	345,600	378,700	
110	321,300	346,600	379,200	
111	322,000	347,600	379,700	
112	322,700	348,600	380,200	
113	323,100	349,700	380,800	
114	323,700	350,500	381,300	
115	324,300	351,300	381,800	
116	324,900	352,100	382,300	
117	325,300	352,900	382,900	
118	325,800	353,600		
119	326,300	354,300		
120	326,800	355,000		
121	327,300	355,500		
122	327,700	356,000		
123	328,100	356,500		
124	328,500	357,000		
125	328,900	357,600		
126	329,300	358,100		
127	329,700	358,600		
128	330,000	359,100		
129	330,300	359,700		
130	330,700	360,200		
131	331,100	360,700		
132	331,500	361,200		
133	331,700	361,700		
134	332,100	362,200		
135	332,500	362,700		
136	332,900	363,200		
137	333,100	363,700		

138	333,500	364,200			
139	333,900	364,700			
140	334,300	365,100			
141	334,600	365,500			
142	335,000	366,000			
143	335,400	366,500			
144	335,800	367,000			
145	336,100	367,400			
146	336,500	367,900			
147	336,900	368,400			
148	337,300	368,900			
149	337,600	369,300			
150	338,000				
151	338,400				
152	338,800				
153	339,100				
154	339,500				
155	339,900				
156	340,300				
157	340,600				
158	341,000				
159	341,400				
160	341,800				
161	342,100				
162	342,500				
163	342,900				
164	343,300				
165	343,600				
再任用職員	258,600	266,000	276,400	293,600	331,700

備考 この表は、病院等に勤務する看護師等に適用する。

議案第91号

指定管理者の指定について（秩父市温水プール）

秩父市温水プールの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 所在地 秩父市大野原2991番地

(2) 名称 秩父市温水プール

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 秩父市大野原2991番地

(2) 名称 一般財団法人 秩父市地域振興公社

(3) 代表者 理事長 久喜 邦康

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

平成26年11月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

業務の専門性及び管理運営の良好な実績を踏まえ、利用者の安全確保とサービス向上及び施設運営の更なる効率化を図ることを目的とし、一般財団法人 秩父市地域振興公社を指定管理者に指定したいため。

議案第92号

指定管理者の指定について（秩父市文化体育センター）

秩父市文化体育センターの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 所在地 秩父市大野原1470番地

(2) 名称 秩父市文化体育センター

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 秩父市大野原2991番地

(2) 名称 一般財団法人 秩父市地域振興公社

(3) 代表者 理事長 久喜 邦康

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

平成26年11月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

業務の専門性及び管理運営の良好な実績を踏まえ、利用者の安全確保とサービス向上及び施設運営の更なる効率化を図ることを目的とし、一般財団法人 秩父市地域振興公社を指定管理者に指定したいため。

議案第93号

指定管理者の指定について（秩父市秩父勤労者福祉センター）

秩父市秩父勤労者福祉センターの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 秩父市上宮地町27番5号
- (2) 名称 秩父市秩父勤労者福祉センター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 秩父市大野原2991番地
- (2) 名称 一般財団法人 秩父市地域振興公社
- (3) 代表者 理事長 久喜 邦康

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

平成26年11月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

施設運営の更なる効率化及び利用者へのサービス向上を図ることを目的とし、管理実績が良好である、一般財団法人 秩父市地域振興公社を指定管理者に指定したため。

議案第94号

指定管理者の指定について（ちちぶ銘仙館）

ちちぶ銘仙館の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 所在地 秩父市熊木町28番1号

(2) 名称 ちちぶ銘仙館

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 秩父市熊木町28番1号

(2) 名称 秩父織物協同組合

(3) 代表者 理事長 浅見 守夫

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

4 その他

指定管理者に指定する団体においては、平成26年12月に名称及び代表者を、秩父銘仙協同組合 理事長 寺内 秀夫に変更予定

平成26年11月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

施設運営の更なる効率化、利用者へのサービス向上及び伝統的技術の継承を目的とし、秩父織物、銘仙等の専門的知識を有し、かつ施設開設以来の管理実績のある秩父織物協同組合を指定管理者に指定したいため。

議案第95号

指定管理者の指定について（秩父ミュージックパークスポーツの森プール）

秩父ミュージックパークスポーツの森プールの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 秩父郡小鹿野町長留1154番地
- (2) 名称 秩父ミュージックパークスポーツの森プール

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市大宮区仲町1丁目110番地
- (2) 名称 シンコーススポーツ株式会社埼玉支店
- (3) 代表者 支店長 日笠 秀人

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

平成26年11月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

業務の専門性及び管理運営の良好な実績を踏まえ、利用者の安全確保とサービス向上及び施設運営の更なる効率化を図ることを目的とし、シンコーススポーツ株式会社埼玉支店を指定管理者に指定したいため。

議案第 96 号

指定管理者の指定について（秩父市立浦山歴史民俗資料館）

秩父市立浦山歴史民俗資料館の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 秩父市荒川久那 3805 番地 7
- (2) 名 称 秩父市立浦山歴史民俗資料館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 秩父市熊木町 8 番 15 号
- (2) 名 称 有限会社 ちちぶ観光機構
- (3) 代表者 代表取締役 大島 育生

3 指定する期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

平成 26 年 11 月 27 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

施設運営の更なる効率化及び利用者へのサービス向上を図ることを目的とし、管理実績が良好である、有限会社 ちちぶ観光機構を指定管理者に指定したいため。

議案第97号

指定管理者の指定について（秩父市吉田龍勢会館、秩父市吉田元気村、秩父市吉田山逢の里、秩父市城峯山ふれあいの森及び秩父市立秩父事件資料館）
秩父市吉田龍勢会館、秩父市吉田元気村、秩父市吉田山逢の里、秩父市城峯山ふれあいの森及び秩父市立秩父事件資料館の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 名称及び所在地

秩父市吉田龍勢会館	秩父市吉田久長32番地
秩父市吉田元気村	秩父市上吉田4942番地1
秩父市吉田山逢の里	秩父市上吉田1211番地
秩父市城峯山ふれあいの森	秩父市吉田石間4712番地1
秩父市立秩父事件資料館	秩父市吉田久長22番地1

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 秩父市上吉田1763番地
(2) 名称 株式会社 龍勢の町よしだ
(3) 代表者 代表取締役 猪野 正一

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

平成26年11月27日提出

秩父市長 久喜 邦 康

提案理由

吉田地域の5施設につき、総合的な管理運営の良好な実績を踏まえ、施設運営の更なる効率化及び利用者へのサービス向上を図ることを目的とし、株式会社 龍勢の町よしだを指定管理者に指定したいため。

議案第98号

指定管理者の指定について（秩父市大滝郷路館、秩父市大滝特産品販売センター、秩父市大滝温泉遊湯館、秩父市バイシクルモトクロス場及び秩父市大滝こまどり荘）

秩父市大滝郷路館、秩父市大滝特産品販売センター、秩父市大滝温泉遊湯館、秩父市バイシクルモトクロス場及び秩父市大滝こまどり荘の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 名称及び所在地

秩父市大滝郷路館	秩父市大滝4277番地8
秩父市大滝特産品販売センター	秩父市大滝4277番地8
秩父市大滝温泉遊湯館	秩父市大滝4277番地2
秩父市バイシクルモトクロス場	秩父市大滝2900番地2
秩父市大滝こまどり荘	秩父市中津川477番地

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 秩父市大滝4277番地2

(2) 名称 株式会社 源流郷おおたき

(3) 代表者 代表取締役 久喜 邦康

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

平成26年11月27日提出

秩父市長 久喜 邦康

提案理由

大滝地域の5施設につき、総合的な管理運営の良好な実績を踏まえ、施設運営の更なる効率化及び利用者へのサービスの向上を図ることを目的とし、株式会社 源流郷おおたきを指定管理者に指定したいため。

議案第99号

指定管理者の指定について（秩父市影森デイサービスセンター）

秩父市影森デイサービスセンターの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 秩父市上影森759番地2
- (2) 名称 秩父市影森デイサービスセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 秩父市荒川贅川1088番地
- (2) 名称 社会福祉法人 秩父正峰会
- (3) 代表者 理事長 吉田 廣文

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

平成26年11月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

業務の専門性や管理運営の良好な実績及び利用者との継続的な信頼関係を考慮し、施設運営の更なる効率化及び利用者へのサービスの向上を図ることを目的として、社会福祉法人 秩父正峰会を指定管理者に指定したいため。

議案第100号

指定管理者の指定について（秩父市高篠デイサービスセンター）

秩父市高篠デイサービスセンターの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 秩父市栃谷369番地1
- (2) 名称 秩父市高篠デイサービスセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 秩父市蒔田1977番地
- (2) 名称 社会福祉法人 秩父市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 久喜 邦康

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

平成26年11月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

業務の専門性や管理運営の良好な実績及び利用者との継続的な信頼関係を考慮し、施設運営の更なる効率化及び利用者へのサービスの向上を図ることを目的として、社会福祉法人 秩父市社会福祉事業団を指定管理者に指定したいため。

議案第101号

指定管理者の指定について（秩父市中村デイサービスセンター）

秩父市中村デイサービスセンターの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 所在地 秩父市中村町三丁目12番24号

(2) 名称 秩父市中村デイサービスセンター

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 秩父市野坂町一丁目13番14号

(2) 名称 社会福祉法人 秩父市社会福祉協議会

(3) 代表者 会長 久喜 邦康

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

平成26年11月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

業務の専門性や管理運営の良好な実績及び利用者との継続的な信頼関係を考慮し、施設運営の更なる効率化及び利用者へのサービスの向上を図ることを目的として、社会福祉法人 秩父市社会福祉協議会を指定管理者に指定したいため。

議案第102号

指定管理者の指定について（秩父市大滝デイサービスセンター）

秩父市大滝デイサービスセンターの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 所在地 秩父市大滝1800番地

(2) 名称 秩父市大滝デイサービスセンター

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 秩父市野坂町一丁目13番14号

(2) 名称 社会福祉法人 秩父市社会福祉協議会

(3) 代表者 会長 久喜 邦康

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

平成26年11月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

業務の専門性や管理運営の良好な実績及び利用者との継続的な信頼関係を考慮し、施設運営の更なる効率化及び利用者へのサービスの向上を図ることを目的として、社会福祉法人 秩父市社会福祉協議会を指定管理者に指定したいため。

議案第103号

指定管理者の指定について（中町駐車場）

中町駐車場の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 所在地 秩父市中町9番地内

(2) 名称 中町駐車場

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 秩父市番場町10番5号

(2) 名称 田川警備保障株式会社

(3) 代表者 代表取締役 池田 君代

3 指定する期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

平成26年11月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

施設の管理運営の実績及びサービス向上や安全な管理運営計画を含む事業計画及び収支計画書の内容を踏まえ、施設運営の更なる効率化及び利用者へのサービス向上を図ることを目的とし、田川警備保障株式会社を指定管理者に指定したいため。

議案第104号

秩父市歯と口の健康づくり条例

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき、市民の歯と口の健康づくりに関し、基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、市民の歯と口の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めること等により、当該施策を総合的に推進し、もって市民の健康で質の高い生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市民の歯と口の健康づくりに関する施策は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 市民が、生涯にわたって日常生活において歯と口の疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯と口の疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯と口及びその機能の状態並びに歯と口の疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に市民の歯と口の健康づくりを行うこと。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の密接な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に市民の歯と口の健康づくりを行うこと。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、市民の歯と口の健康づくりに関する施策に関し、国及び県との連携を図りつつ、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、市民の歯と口の健康づくりに関する施策の実施に当たっては、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者（以下「歯科医療等業務従事者」という。）及びこれらの業務を行う機関との連携及び協力に努めるものとする。
- 3 市は、市民、事業者その他の者による歯と口の健康づくりの取組が効果的に行われるよう、情報の提供等必要な支援を行うものとする。

(歯科医療等業務従事者の責務)

第4条 歯科医療等業務従事者は、市民の歯と口の健康に資するよう、関連業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、市民に対し良質な歯科医療等を提供する

とともに、市が実施する市民の歯と口の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、市内の事業所において雇用する従業員の歯と口の健康づくりを促進するため、当該従業員に対し、歯科にかかる検診及び歯科保健指導を受ける機会を設けるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、歯と口の健康に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯と口の疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯と口の健康づくりに努めるものとする。

(基本的な施策)

第7条 市は、市民の歯と口の健康づくりに関し、次に掲げる基本的な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 妊娠期から子育て期における母子の歯と口の健康づくりに必要な施策
- (2) 乳幼児期及び学齢期（高等学校等の在学期間を含む。）における歯と口の健康づくりに必要な施策
- (3) 青年期及び成人期における歯と口の健康づくりに必要な施策
- (4) 歯と口の健康づくりの観点からの食育並びに糖尿病、脳卒中、がんその他の生活習慣病及び喫煙による影響への対策に必要な施策
- (5) 歯と口の機能の維持及び向上その他の高齢期における歯と口の健康づくりに必要な施策
- (6) 障がい者、介護を必要とする高齢者等に適切に対応した歯と口の健康づくりに必要な施策
- (7) かかりつけ歯科医師等の機能の活用による、むし歯、歯周病その他の事由による歯の喪失の防止及び生涯にわたる歯と口の機能の保持に必要な施策
- (8) 市民の歯と口の健康づくりに関する情報の収集及び普及啓発に必要な施策
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市民の歯と口の健康づくりに必要な施策

(財政上の措置)

第8条 市は、市民の歯と口の健康づくりに関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成26年11月27日提出

秩父市長 久喜 邦 康

提案理由

歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、市民の歯と口の健康づくりに関し、基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、市民の歯と口の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めたいため。

議案第105号

秩父市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額（以下「利用者負担額」という。）並びに法附則第6条第4項の規定により市長が徴収する保育費用（以下「特定保育所の保育料」という。）の額等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(利用者負担額)

第3条 利用者負担額は、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども 当該小学校就学前子どもの支給認定保護者の属する世帯の階層区分に応じて別表第1に定める額
- (2) 法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども 当該小学校就学前子どもの支給認定保護者の属する世帯の階層区分に応じて別表第2に定める額

(特定保育所の保育料)

第4条 特定保育所の保育料の額は、前条第2号に定める額とする。

- 2 特定保育所の保育料は、指定された納期限までに納付しなければならない。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、特定保育所の保育料を減額し、又は免除することができる。
- 4 既納の特定保育所の保育料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定義		
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。以下同じ。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	
第2	第1階層を除き、当該年度分（4月から8月までの月分の利用者負担額にあっては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	3,000円	
第3	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税が均等割額のみ在世帯	4,600円	
第4	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税に	77,100円以下	11,200円
第5	所得割額のある世帯であって、その所得割額の区分が次の区分に該当するもの	77,100円超 211,200円以下	16,100円
第6		211,200円超	20,200円

備考

- 「均等割額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割額又は均等割額から順次控除して得た額を所得割額又は均等割額とし、所得割額の計算に当たっては、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- この表の規定にかかわらず、第2階層から第4階層までに該当する世帯が次の各号のいずれかに該当する場合における利用者負担額は、当該世帯の階層区分に応じて次の表に定める額とする。
 - 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第

- 6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 次に掲げる在宅障害児（者）のいずれかを有する世帯
- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の身体障害者手帳の交付を受けている者
- イ 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）に定める療育手帳の交付を受けている者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児
- オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認める世帯

階層区分	利用者負担額（月額）
第2	0円
第3	4,300円
第4	10,500円

- 3 この表及び前項の規定にかかわらず、第2階層から第6階層までに該当する世帯が次の各号のいずれかに該当する場合における利用者負担額は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校1年生から3年生までの子ども（以下「小学校低学年子ども」という。）がいない世帯であって、幼稚園に在籍している子ども（当該年度の初日の前日において3歳以上の子どもに限る。以下「幼稚園在籍子ども」という。）が2人以上いるもの 当該幼稚園在籍子どものうち、年齢が最も高い子ども（該当する子どもが2人以上いる場合は、そのうちの1人の子ども。以下この号において「第1年長子ども」という。）以外の子どものうち、年齢が最も高い子ども（該当する子どもが2人以上いる場合は、そのうちの1人の子ども。以下この号において「第2年長子ども」という。）に係る利用者負担額は、この表又は前項の表により算定された利用者負担額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、第1年長子ども及び第2年長子ども以外

の子どもに係る利用者負担額は、0円とする。

(2) 小学校低学年子どもが1人いる世帯であって、幼稚園在籍子どもがいるもの 当該幼稚園在籍子どものうち、年齢が最も高い子ども（該当する子どもが2人以上いる場合は、そのうちの1人の子ども。以下「年長子ども」という。）に係る利用者負担額は、この表又は前項の表により算定された利用者負担額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、年長子ども以外の子どもに係る利用者負担額は、0円とする。

(3) 小学校低学年子どもが2人以上いる世帯であって、幼稚園在籍子どもがいるもの 当該幼稚園在籍子どもに係る利用者負担額は、0円とする。

別表第2（第3条関係）

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）			
		3歳未満子ども		3歳以上子ども	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円
第2	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	4,500円	4,500円	3,000円	3,000円
第3	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税が均等割額のみ	9,200円	9,200円	7,800円	7,800円

	の世帯					
第4	第1階層を除	12,150円 未満	11,300円	11,100円	9,600円	9,400円
第5	き、当該年度の市	12,150円 以上24,300円未満	12,100円	11,900円	10,300円	10,100円
第6	町村民税に所得割額	24,300円 以上36,450円未満	12,900円	12,700円	10,900円	10,700円
第7	のある世帯であって、	36,450円 以上48,600円未満	13,500円	13,300円	11,500円	11,300円
第8	その所得割額の区分	48,600円 以上56,800円未満	15,900円	15,600円	14,200円	14,000円
第9	が次の区分に該当す	56,800円 以上65,000円未満	18,600円	18,300円	16,700円	16,400円
第10	るもの	65,000円 以上81,000円未満	19,800円	19,500円	17,700円	17,400円
第11		81,000円 以上97,000円未満	20,800円	20,500円	18,700円	18,400円
第12		97,000円 以上109,000円未満	23,300円	22,900円	21,400円	21,000円
第13		109,000円 以上1,000円	25,700円	25,300円	24,000円	23,600円

	未満				
第14	121,000 円以上 14 5,000 円 未満	28,100 円	27,600 円	26,100 円	25,700 円
第15	145,000 円以上 16 9,000 円 未満	30,900 円	30,400 円	27,600 円	27,100 円
第16	169,000 円以上 21 3,000 円 未満	34,700 円	34,100 円	30,000 円	29,500 円
第17	213,000 円以上 25 7,000 円 未満	38,300 円	37,700 円	30,000 円	29,500 円
第18	257,000 円以上 30 1,000 円 未満	42,300 円	41,600 円	30,000 円	29,500 円
第19	301,000 円以上 39 7,000 円 未満	48,000 円	47,200 円	30,000 円	29,500 円
第20	397,000 円以上	52,100 円	51,200 円	30,000 円	29,500 円

備考

- 1 別表第1備考第1項の規定は、この表において準用する。
- 2 「3歳未満子ども」とは、当該年度の初日の前日において3歳未満の子どもをいい、「3歳以上子ども」とは、同日において3歳以上の子どもをいう。
- 3 この表の規定にかかわらず、第2階層から第7階層までに該当する世帯が

別表第1備考第2項各号のいずれかに該当する場合における利用者負担額は、当該世帯の階層区分に応じて次の表に定める額とする。

階層区分	利用者負担額（月額）			
	3歳未満子ども		3歳以上子ども	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第2	0円	0円	0円	0円
第3	8,700円	8,700円	7,300円	7,300円
第4	10,700円	10,500円	8,900円	8,800円
第5	11,500円	11,300円	9,700円	9,500円
第6	12,300円	12,100円	10,200円	10,000円
第7	12,800円	12,600円	10,800円	10,600円

- 4 この表及び前項の規定にかかわらず、第2階層から第20階層までに該当する世帯に保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に在籍し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している子どもが2人以上いる場合において、当該在籍し、又は利用している子どものうち、年齢が最も高い子ども（該当する子どもが2人以上いる場合は、そのうちの1人の子ども。以下「第1年長子ども」という。）以外の子どものうち、年齢が最も高い子ども（該当する子どもが2人以上いる場合は、そのうちの1人の子ども。以下「第2年長子ども」という。）が保育所に在籍するときの第2年長子どもに係る利用者負担額は、この表又は前項の表により算定された利用者負担額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、第1年長子ども及び第2年長子ども以外の子どもが保育所に在籍するときの当該子どもに係る利用者負担額は、0円とする。

平成26年11月27日提出

秩父市長 久喜邦康

提案理由

子ども・子育て支援法の施行に伴い、子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定めたいため。

議案第106号

秩父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）

第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第37条）

第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (5) 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育

事業をいう。

- (9) 支給認定 法第20条第4項に規定する支給認定をいう。
- (10) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。
- (11) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。
- (12) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
- (13) 支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。
- (14) 教育・保育 法第14条第1項に規定する教育・保育をいう。
- (15) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (16) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
- (17) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
- (18) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。
- (19) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (20) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。
- (21) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。
- (22) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。
- (23) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。
- (24) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。

（一般原則）

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切

な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

- 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。
- 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 特定教育・保育施設の設置者、特定地域型保育事業者又は特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業者の管理者その他これに準ずる者（次項において「特定教育・保育施設の設置者等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）
 - (3) 秩父市暴力団排除条例（平成24年秩父市条例第34号）第3条第2項に規定する暴力団関係者（以下この条において「暴力団関係者」という。）
- 6 特定教育・保育施設の設置者等は、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。
- 7 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の運営に当たっては、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者を利用し、又はこれらの者を運営に関与させてはならない。

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

- 第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

- (1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けたくない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は

第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等を確かめるものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な

援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(特定教育・保育の提供の記録)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項に

において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育

に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設定及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項(第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。)
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育施設の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等そ

の権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）若しくは地域型保育（同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情への対応)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条にお

いて「支給認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録

(3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」

とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。）」とする。

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつてはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条に

において同じ。) にあってはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあってはその利用定員の数を1人とする。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育

事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
 - (2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。
 - (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
- 2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、山間地その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。
 - 3 事業所内保育事業を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
 - 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）を提供した際は、支給認

定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければな

らない。

- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

- 第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

- 第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

- 第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに特定地域型保育の提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考の方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、特定地域型保育事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画

(2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録

(3) 次条において準用する第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「特定教育・保育に係

る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、法の施行の日から施行する。

（特定保育所に関する特例）

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が）」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に掲げる額）」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、）」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

（施設型給付費等に関する経過措置）

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども

もに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市町村が定める額の合計額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。

- 2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」とする。

(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)

第4条 小規模保育事業C型にあつては、この条例の施行の日から起算して5年を

経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは、「6人以上15人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

平成26年11月27日提出

秩父市長 久喜邦康

提案理由

子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めたいため。

議案第107号

秩父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第21条）
- 第2章 家庭的保育事業（第22条—第26条）
- 第3章 小規模保育事業
 - 第1節 小規模保育事業の区分（第27条）
 - 第2節 小規模保育事業A型（第28条—第30条）
 - 第3節 小規模保育事業B型（第31条・第32条）
 - 第4節 小規模保育事業C型（第33条—第36条）
- 第4章 居宅訪問型保育事業（第37条—第41条）
- 第5章 事業所内保育事業
 - 第1節 通則（第42条）
 - 第2節 保育所型事業所内保育事業（第43条—第46条）
 - 第3節 小規模型事業所内保育事業（第47条・第48条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。
- (2) 乳児 法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。
- (3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者（法第6条の3第9項第2号、第10項第2号、第11項第2号又は第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあつては、満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童）をいう。
- (4) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。

- (5) 家庭的保育事業 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (7) 居宅訪問型保育事業 法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (8) 事業所内保育事業 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (9) 家庭的保育事業等 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。

(最低基準の目的等)

第3条 この条例に定める基準(次項及び次条において「最低基準」という。)は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と家庭的保育事業者等)

第4条 家庭的保育事業者等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 市長は、秩父市児童福祉審議会条例(平成17年秩父市条例第148号)第1条の規定により置かれる秩父市児童福祉審議会の意見を聴き、家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第5条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業者等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を

図らなければならない。

- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 家庭的保育事業者等は、次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）
 - (3) 秩父市暴力団排除条例（平成24年秩父市条例第34号）第3条第2項に規定する暴力団関係者（以下この条において「暴力団関係者」という。）
- 6 家庭的保育事業者等は、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。
- 7 家庭的保育事業等の運営に当たっては、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者を利用し、又はこれらの者を運営に関与させてはならない。
- 8 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 9 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
（保育所等との連携）

第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」と

いう。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間地その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(家庭的保育事業者等と非常災害対策)

第7条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は行われなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)

第8条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

第9条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽^{きん}に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第11条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等

の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき

食事を提供するよう努めること。

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1) 連携施設

(2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

(3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が山間地その他の地域であって、前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。）

（利用乳幼児及び職員の健康診断）

第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 提供する保育の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日

- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに家庭的保育事業等の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、家庭的保育事業等の運営に関する重要事項
(家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第19条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第20条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第21条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る市町村（特別区を含む。）からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第22条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（次条第1項において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

- (1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。
- (2) 前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が

3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積)以上であること。

- (3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- (4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- (5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。)があること。
- (6) 前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的
に実施すること。

(職員)

第23条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

- (1) 調理業務の全部を委託する場合
- (2) 第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者
- (2) 法第18条の5各号及び第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者(市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第34条第2項において同じ。)とともに保育する場合には、5人以下とする。

(保育時間)

第24条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)が定めるものと

する。

(保育の内容)

第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第26条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3章 小規模保育事業

第1節 小規模保育事業の区分

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第2節 小規模保育事業A型

(設備の基準)

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第33条第4号及び第5号において同じ。） 、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル（満2歳の幼児の場合にあっては、3.3平方メートル）以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階

に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段につ

		<p>いては、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	--	---

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故

を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第30条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第30条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（A型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」と読み替えるものとする。

第3節 小規模保育事業B型

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項にお

いて「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者(第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者(B型)」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B型)」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」と読み替えるものとする。

第4節 小規模保育事業C型

(設備の基準)

第33条 小規模保育事業C型を行う事業所(以下「小規模保育事業所C型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室及び屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を2階以上に設ける建物は、第28条第7号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員)

第34条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型の利用定員は、6人以上10人以下とする。

(準用)

第36条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第36条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（C型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」と読み替えるものとする。

第4章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

(3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育

(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

(5) 山間地その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市が認めるものにおいて行う保育
(設備、備品等)

第38条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備、備品等を備えなければならない。

(職員)

第39条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1人とする。

(居宅訪問型保育連携施設)

第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、山間地その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

(準用)

第41条 第24条から第26条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあり、並びに第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは、「居宅訪問型保育事業者」と読み替えるものとする。

第5章 事業所内保育事業

第1節 通則

(利用定員の設定)

第42条 事業所内保育事業を行う者は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上のその他の乳児又は幼児（法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の定員枠を設けなければならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上70人以下	20人
71人以上	20人

第2節 保育所型事業所内保育事業

(設備の基準)

第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所の設置及び管理をする事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第5号において同じ。）及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又

は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。

- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段

4階以上の階	常用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けら

れていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

(準用)

第46条 第24条から第26条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第43条に規定する保育所型事業所内保育事業を行う者（第46条において準用する次条及び第26条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と読み替えるものとする。

第3節 小規模型事業所内保育事業

（職員）

第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条にお

いて準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所の設置及び管理をする事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

（食事の提供の経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

（連携施設に関する経過措置）

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、施

行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員に関する経過措置)

第4条 第31条及び第47条の規定の適用については、第23条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第47条第1項に規定する保育従事者とみなす。

(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)

第5条 小規模保育事業C型にあつては、第35条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

平成26年11月27日提出

秩父市長 久喜 邦 康

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めたいため。